

平成 24 年 5 月 10 日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 井 原 勝 美
 (コード番号：8729 東証第一部)

平成 24 年 3 月期 決算速報、および平成 25 年 3 月期 通期業績見通しに関するお知らせ

当社の親会社であるソニー株式会社は、本日、米国会計原則に基づく 2011（平成 23）年度（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の連結決算発表を行う予定ですが、その中で当社および当社グループを含むソニーグループの金融分野にかかる米国会計原則に基づく財務情報が開示される予定です。

当社および当社グループの日本会計基準に基づく決算手続きは未だ完了しておりませんが、当社株主をはじめ投資家の皆様に対して当社より適時・適切な情報開示を積極的に行うため、日本会計基準に基づく、当社の平成 24 年 3 月期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の決算速報をお知らせいたします。また、平成 25 年 3 月期（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）の通期業績見通しについても、あわせてお知らせいたします。

記

1. 平成 24 年 3 月期 決算速報

(1) 平成 24 年 3 月期 決算速報値【連結】

	平成 23 年 3 月期（実績） (平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日)	平成 24 年 3 月期（前回予想） (平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日)	平成 24 年 3 月期 速報 (平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日)
経 常 収 益	10,022 億円	10,470 億円	10,780 億円
経 常 利 益	768 億円	670 億円	746 億円
当 期 純 利 益	417 億円	290 億円	328 億円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	95.90 円	66.67 円	75 円

(注 1) 経常収益、経常利益および当期純利益の各欄に記載の金額は、億円単位未満を切り捨てて表示しています。
 平成 24 年 3 月期 速報における 1 株当たり当期純利益については、円単位未満を切り捨てて表示しています。

(注 2) 平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を行いました。
 平成 23 年 3 月期（実績）の 1 株当たり当期純利益の数字は、当該株式分割を反映した数字です。

(2) 業績変動の主たる要因【連結】

平成 24 年 3 月期の業績は、平成 24 年 2 月 2 日に修正した前回予想を、経常収益、経常利益、当期純利益いずれも上回りました。これは、平成 24 年 3 月期末にかけての市況回復などにより、主として生命保険事業の業績が予想を上回ったことによります。

前年度比につきましては、主に生命保険事業における保険料等収入が増加したことなどにより、前年度

に比べ約８％の増収となりました。経常利益は、生命保険事業において前年度に比べ有価証券売却益が減少したことなどにより減益となりました。当期純利益は、経常利益の減少に加え、法人税率引き下げにともなう繰延税金資産の取り崩しにより法人税等が増加したことから、前年度に比べ減少しました。

なお、日本における法人税率の引き下げにともない生じる業績への影響について、日本会計基準に準拠した当社の連結業績への影響と、米国会計原則に準拠したソニーグループの金融分野の業績への影響との間に差異が生じています。日本会計基準に準拠した当社の連結業績においては、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が約71億円増加しました。

（３）事業別の主な業績内容

生命保険事業：保有契約高の堅調な推移により保険料等収入が増加したことや、当年度期末にかけての市況回復にともなう資産運用収益の増加などにより、経常収益は前年度に比べ増加しました。経常利益は、東日本大震災にともなう保険金支払額が前年度末に支払備金で想定した金額より少なかったものの、保有債券の入替えにともなう有価証券売却益が減少したことなどにより前年度に比べ減少しました。

損害保険事業：自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことにより、経常収益は前年度に比べ増加しました。経常利益は、経常収益の増加、および自動車保険における正味支払保険金の増加により損害率が上昇したものの、異常危険準備金の取崩しなどにより、前年度に比べ増加しました。

銀行事業：平成 23 年 7 月にソニー銀行が㈱スマートリンクネットワークを子会社化し連結対象となったことなどにより、役務取引等収益が増加し、経常収益は前年度に比べ増加しました。経常利益は、住宅ローンの積み上がりにもない貸出金利息が増加したこと、および円預金にかかる支払利息が減少したことなどから業務粗利益が拡大し、前年度に比べ増加しました。

２．平成 25 年 3 月期 通期業績見通し

（１）平成 25 年 3 月期 通期業績予想値【連結】

	平成 24 年 3 月期（速報） (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	平成 25 年 3 月期 予想 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)
経 常 収 益	10,780 億円	11,150 億円
経 常 利 益	746 億円	670 億円
当 期 純 利 益	328 億円	370 億円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	75 円	85 円

（注 1）経常収益、経常利益および当期純利益の各欄に記載の金額は、億円単位未満を切り捨てて表示しています。
1株当たり当期純利益については、円単位未満を切り捨てて表示しています。

（注 2）従来、第2四半期累計期間の業績予想を記載しておりましたが、当社グループの長期的視点にたった事業の特性に鑑み、平成 25 年3月期より第2四半期累計期間の業績予想の記載を省略しております。

（２）通期業績見通しの背景【連結】

平成 25 年 3 月期については、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業の各事業ともに引き続き業容拡大が見込まれることから、概ね持続的・安定的な成長基調を維持していく見通しです。

経常収益は、生命保険事業において、保険料等収入の順調な増加を見込むものの、平成 24 年 3 月期末にかけて見られたほどの市況回復を見込んでいないことから、平成 24 年 3 月期に比べ約 3 ％の増収となる見通しです。経常利益については、主に生命保険事業において、平成 24 年 3 月期に東日本大震災にともなう

保険金支払額が平成 23 年 3 月期末に支払備金で想定した金額より少なかったことによる利益の計上や、保有債券の入替えにともなう有価証券売却益があったのに対し、平成 25 年 3 月期にはこうした利益増加要因を織り込んでいないことから、平成 24 年 3 月期に比べ減少する見通しです。なお、平成 25 年 3 月期の当期純利益は、平成 24 年 3 月期において法人税率引き下げにともなう繰延税金資産取崩しの影響があったこともあり、同年度と比べ増加を見込んでおります。

上記の 1. 平成 24 年 3 月期決算速報および、2. 平成 25 年 3 月期通期業績見通しは、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものです。詳細につきましては、平成 24 年 5 月 18 日の決算発表時にご説明いたします。

本決算速報に記載されている情報は、現時点で入手可能な情報を元に作成した速報値であり、確定値ではありません。平成 24 年 5 月 18 日に発表を予定しております平成 24 年 3 月期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の決算数値は、様々な要因により、本速報値と大きく異なる可能性があります。

当社の連結業績(*)は、日本の会計基準に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国の会計原則とは異なります。

*当社の連結業績の範囲には、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニーバンク証券株式会社、株式会社スマートリンクネットワーク、ならびに持分法適用会社としてソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社および SA Reinsurance Ltd. が含まれております。なお、当社の平成 23 年 3 月期の連結範囲には、株式会社スマートリンクネットワークは含まれておりません。

また、ソニー株式会社は平成 24 年 5 月 10 日に 2011 年度（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の連結業績を発表する予定です。当社グループはソニーグループの金融分野における主要な部分を構成しておりますが、当社の連結範囲と、ソニー株式会社がソニーグループの金融分野として位置づける範囲は同一ではありません。なお、ソニーグループの金融分野として位置づけられる範囲については、ソニー株式会社が発表する 2011 年度連結業績のお知らせをご覧ください。

注意事項

将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。口頭または書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にもたびたび含まれる可能性があります。これらの情報は、現在入手可能情報から得られた当社の経営者の判断に基づいています。実際の業績は、様々な重要な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社が将来の見直しを見直すとは限りません。当社はそのような見直しの義務を負いません。

以 上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

電話 (03) 5785-1074

E-mail : press@sonyfh.co.jp

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<http://www.sonyfh.co.jp/>

【参考資料】

■ 日本会計基準と米国会計原則の差異について

当社は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）および保険業法に準拠して決算手続を行っており、当社の親会社であるソニー㈱の準拠する米国会計原則とは、いくつかの点で異なっております。これらのうち、当社における主な相違は以下のとおりです。

(1) 保険事業における責任準備金（保険契約債務）について

将来の保険金支払いに必要な責任準備金（保険契約債務）に対する積み立て（引当て）の基準になる算定根拠が日米間で異なるため、当期損益に差異が生じます。日本においては、保険業法により将来の保険金などの支払いに備えて、監督当局が定める積立方式および計算基礎率を用いて責任準備金を積み立てることが定められております。一方、米国会計原則においては、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値を保険契約債務として引当てますが、適宜見直される将来の資産運用利回りなどの保険数理上の諸数値に基づき計算されております。

また、変額保険契約などにおける最低保証部分にかかる債務については、日米間で対象となる保険契約が異なることも、当期損益に差異が生じる原因となります。

(2) 保険契約にかかる費用の計上方法について

生命保険事業および損害保険事業における新規保険契約の獲得費用は、日本では、すべて発生年度の費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって保険契約債務の算定と共通の計算基礎を用いて按分償却されます。変額保険等の保険契約に関する繰延処理については、見積粗利益に比例して償却されます。見積粗利益については、株式相場の著しい変動などにより、計算基礎となる前提条件に重要な変化が生じる場合においても見直しを行います。

なお、米国会計原則において繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査および調査費用等、新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち回収できると認められるものです。

(3) 危険準備金について

日本においては、保険業法により、将来の保険金支払いなどを確実に行うため、将来発生することが見込まれるリスクに備え、危険準備金を積み立てることが義務付けられています。このリスクには、予定死亡率より実際の死亡率が高くなり、保険金等の支払いによって損失が発生するリスク（保険リスク）、資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できないリスク（予定利率リスク）、変額保険や変額年金保険などにおける死亡保険金額や年金額を最低保証するものについて実際の運用成果が保証額を下回るリスク（最低保証リスク）などがあります。危険準備金は、リスクごとに積立基準および積立限度が定められており、それぞれのリスク対応において取り崩すことができます。なお、危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されていません。

(4) 異常危険準備金について

日本においては、保険業法により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が収入保険料等を基礎として計算した金額を積み立てることが義務付けられています。異常危険準備金は、巨大災害等の広範囲なリスクを対象とする損害保険事業の特性を考慮して、単年度では大数の法則が機能しない危険に対する備えであり、異常災害が発生した年度に取り崩します。なお、異常危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表（B/S）に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されていません。

(5) 価格変動準備金について

日本においては、保険業法により、価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内株式、外国株式、邦貨建債券、外貨建債券、外貨建預金、外貨建貸付金など）について、価格変動準備金を積み立てることが義務付けられています。価格変動準備金は、資産ごとに積立基準および積立限度が定められており、資産の売買・評価換えなどによる損失が利益を上回る場合、その損失をてん補するために取り崩すことができます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されていません。

(6) 外貨建取引について

日本会計基準において、外貨建取引による資産および負債は、原則として決算時の為替相場にて円換算し、換算差額は為替差損益として損益計算書へ計上します。このため、銀行事業における外貨預金（負債）から発生する換算差額と、その見合い運用の一部である外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額は、いずれも損益計算書へ計上することにより両者の損益が相殺されます。一方、米国会計原則では、外貨預金（負債）から発生する換算差額は損益計算書へ計上しますが、外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額については、有価証券価格の変動額と合わせて純資産直入するため、償還・売却時まで損益計算書へは計上されません。すなわち米国会計原則では、資産サイドと負債サイドで換算差額の処理が異なるため、負債サイドから生じる為替変動による為替差損益が、当期利益に対して日本会計基準以上に影響を与えることとなります。

(7) 複合金融商品（組込デリバティブを含む金融商品）の会計処理について

米国会計原則における複合金融商品の会計処理は、当該金融商品を一体として評価する場合には、保有区分にかかわらず、当該金融商品全体に対して時価評価し、評価損益を損益計算書へ計上します。一方、日本の会計基準では、保有区分に応じた評価方法がとられます。したがって、日米の会計基準差により、評価損益額や売却損益額、減損額に差異が生じます。